

令和6年度も！

結婚新生活を補助します！



満29歳以下の夫婦

最大60万円

満39歳以下の夫婦

最大30万円

令和6年度 取手市結婚新生活支援事業補助金 制度概要

主な要件

- ・令和6年1月1日～令和7年3月31日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦
- ・夫婦ともに取手市に住民登録がある
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が満39歳以下
- ・夫婦の令和5年1月から12月の合計所得が500万円未満
(奨学金の返済を行っている場合、上記期間中に返済した額を合計所得から控除できます。)
- ・夫婦ともに市税等の滞納がない

補助対象

令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間に支払った以下の経費

住宅賃借費用

建物の購入費用に限る
※土地の購入代、解体撤去費、設備費、住宅ローン手数料などは対象外

リフォーム費用

住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること
※倉庫、車庫、門、フェンス、植栽、家電に係る費用は対象外

住宅賃借費用

賃料、敷金、共益費、仲介手数料
(賃料および共益費は1か月分)
※勤務先から手当を受けている場合はその分を控除

引越費用

引越業者又は運送業者への支払いに係る費用であること

申請期間

令和6年7月1日～令和7年3月31日

申請方法

必要書類を窓口へ提出または下記宛先まで郵送

その他所定の要件があります。
申請をお考えの方は事前にお問い合わせください。
申請書は右記の二次元コードからダウンロードできます。

【問い合わせ先・申請窓口】
取手市 政策推進課
〒302-8585 取手市寺田5139番地
電話：0297-74-2141 (代)
メール：kikaku@city.toride.ibaraki.jp



補助金額

夫婦ともに婚姻日の年齢が

- ・満29歳以下…最大**60**万円
- ・満39歳以下…最大**30**万円

